

○東京工業大学学術国際情報センター
グローバル情報資源活用協働専門委員会内規

平成 20 年 3 月 21 日
運営委員会制定

(趣旨)

第 1 条 東京工業大学学術国際情報センター規則（平成 16 年規則第 78 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、グローバル情報資源活用協働専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 情報技術分野における国際機関及び海外の教育研究機関との協働活動に関する事項
- 二 情報技術を駆使した国際共同研究の調査に関する事項
- 三 情報技術を駆使した国際共同研究の企画・実施に関する事項
- 四 国際共同研究における学術国際情報センターの計算機資源及び情報ネットワークの利用に関する事項
- 五 その他学術国際情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）から付託された事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副センター長（先端研究担当）
- 二 先端研究部門担当教員
- 三 運営委員会委員のうちから運営委員会が選出した者 若干人
- 四 その他の運営委員会が必要と認めた者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 4 号の委員の任期は、2 年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、研究推進部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 9 月 7 日制定の東京工業大学学術国際情報センター国際協働専門委員会内規は、これを廃止する。

附 則

この内規は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。